

令和 6 年度第 1 4 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 6 年 1 0 月 2 9 日

担当部・課：復興企画部 D X 推進課〔内線 4 2 6 8〕

総務部市民税課（内線 3 0 9 1）

総務部総務課（内線 4 0 3 6）

① 件 名
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 令和 6 年 6 月、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の公布に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことから、石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、石巻市市税条例及び石巻市情報公開・個人情報保護審査会条例を見直す必要が生じた。 【目的】 関係法令の改正に伴い、関係する条例の一部を改正するもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 6 年 6 月 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）の公布による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正（施行期日：公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日）
⑤ 主な内容
行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用する条文の項ずれを改める。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 法令の改正に伴い関係条例を整理することにより、適正な運用が図られる。
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
全国の自治体でも同様の改正が行われる。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和6年12月 市議会第4回定例会に石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について提案（施行予定年月日：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に定める日から施行） ※ 本条例改正に伴う規則等の改正はない。
⑨ その他